



2024年1月16日

各 位

会社名 大正製薬ホールディングス株式会社
本店 東京都豊島区高田三丁目24番1号
代表者名 代表取締役社長 上原 明
(コード番号 4581 東証スタンダード)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長 田中 慎一
(電話 03-3985-2020)

**大手門株式会社による当社株券等に対する公開買付けの結果並びに
親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ**

大手門株式会社（以下「公開買付者」といいます。）が2023年11月27日から実施しておりました当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）、本新株予約権（注1）及び本米国預託証券（注2）（以下当社株式、本新株予約権及び本米国預託証券を総称して「当社株券等」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が、2024年1月15日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本公開買付けの結果、2024年1月19日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、下記のとおり当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に異動が発生する見込みとなりましたので、併せてお知らせいたします。

（注1）「本新株予約権」とは、以下①から⑫の新株予約権を総称していいます。

- ① 2012年6月28日開催の当社取締役会に基づき決議された新株予約権（行使期間は2012年8月2日から2062年8月1日まで）
- ② 2013年6月27日開催の当社取締役会に基づき決議された新株予約権（行使期間は2013年8月2日から2063年8月1日まで）
- ③ 2014年6月27日開催の当社取締役会に基づき決議された新株予約権（行使期間は2014年8月2日から2064年8月1日まで）
- ④ 2015年6月26日開催の当社取締役会に基づき決議された新株予約権（行使期間は2015年8月4日から2065年8月3日まで）
- ⑤ 2016年6月29日開催の当社取締役会に基づき決議された新株予約権（行使期間は2016年8月3日から2066年8月2日まで）
- ⑥ 2017年6月29日開催の当社取締役会に基づき決議された新株予約権（行使期間は2017年8月4日から2067年8月3日まで）
- ⑦ 2018年6月28日開催の当社取締役会に基づき決議された新株予約権（行使期間は2018年8月3日から2068年8月2日まで）
- ⑧ 2019年6月27日開催の当社取締役会に基づき決議された新株予約権（行使期間は2019年7月31日から2069年7月30日まで）
- ⑨ 2020年6月26日開催の当社取締役会に基づき決議された新株予約権（行使期間は2020年8月7日から2070年8月6日まで）
- ⑩ 2021年6月29日開催の当社取締役会に基づき決議された新株予約権（行使期間は2021年8月7日から2071年8月6日まで）
- ⑪ 2022年6月29日開催の当社取締役会に基づき決議された新株予約権（行使期間は2022年8月5日から2072年8月4日まで）
- ⑫ 2023年6月29日開催の当社取締役会に基づき決議された新株予約権（行使期間は2023年8月8日から2073年8月7日まで）

(注2)「本米国預託証券」とは、Citibank, N.A.、The Bank of New York Mellon 及び JPMorgan Chase Bank, N.A. により米国で発行されている当社株式に係る米国預託証券のことをいいます。

記

1. 本公開買付けの結果について

当社は、本日、公開買付者より、添付資料「大正製薬ホールディングス株式会社株券等（証券コード：4581）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」に記載のとおり、本公開買付けの結果について報告を受けました。

なお、本公開買付けに応募された当社株券等の数の合計が買付予定数の下限以上となりましたので、本公開買付けは成立しております。

2. 親会社及び主要株主である筆頭株主の異動について

(1) 異動予定年月日

2024年1月19日（本公開買付けの決済の開始日）

(2) 異動が生じる経緯

当社は、本日、公開買付者より、本公開買付けの結果について、当社株券等 60,034,194 株（本新株予約権についてはその目的となる株式数に、本米国預託証券については原株数（本米国預託証券が当社株式に転換された場合の株式数をいいます。）に換算しています。以下同じです。）の応募があり、応募された当社株券等の総数が買付予定数の下限（54,650,900 株）に達したため、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。

この結果、本公開買付けの決済が行われた場合には、2024年1月19日（本公開買付けの決済の開始日）付で、当社の総株主の議決権に対する公開買付者の所有する議決権の割合が50%を超えることとなり、公開買付者は、新たに当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなります。

また、当社の主要株主である筆頭株主の公益財団法人上原記念生命科学財団は、その所有する当社株式の全部について本公開買付けに応募した結果、本公開買付けの決済が行われた場合には、2024年1月19日（本公開買付けの決済の開始日）付で、当社の主要株主である筆頭株主に該当しないこととなります。

(3) 異動する株主の概要

① 新たに親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなる株主の概要

(1) 名 称	大手門株式会社
(2) 所 在 地	東京都豊島区高田三丁目 24 番 1 号
(3) 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役社長 上原 茂
(4) 事 業 内 容	1. 株式、社債等の有価証券への投資、保有及び運用 2. 前号に付帯関連する一切の業務
(5) 資 本 金 (2024年1月16日現在)	50,000 円
(6) 設 立 年 月 日	2023年8月17日
(7) 大 株 主 及 び 持 株 比 率	上原 茂 100.00%
(8) 当社と公開買付者の関係	
資 本 関 係	公開買付者と当社との間には、記載すべき資本関係はありません。 なお、公開買付者の代表取締役社長である上原茂氏は、当社株式 1,034,200 株（所有割合（注3）：1.26%及び本新株予約権 238 個（目的となる当社株式の数：23,800 株、所有割合：0.03%）（同氏が所有する当社株式及び本新株予約権の目的となる当社株式の合計：1,058,000 株、所有割合の合計：1.29%）を所有しております。
人 的 関 係	公開買付者の代表取締役社長である上原茂氏は、当社の取締役副社長を兼務

	しております。
取引関係	該当事項はありません。
関連当事者への該当状況	公開買付者は、当社の取締役副社長である上原茂氏が議決権の 100.00%を所有しており、当社の関連当事者に該当します

(注3)「所有割合」とは、当社が2023年11月13日に提出した第13期第2四半期報告書に記載された2023年9月30日現在の当社の発行済株式総数(85,139,653株)から、当社が2023年11月10日に公表した「2024年3月期 第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された2023年9月30日現在の当社が所有する自己株式数(3,163,303株)を控除し、2023年9月30日現在残存する本新株予約権の合計である1,237個の目的となる当社株式の数(123,700株)を加算した株式数である82,100,050株(以下「潜在株式勘案後株式総数」といいます。)に対する割合をいい、その計算において小数点以下第三位を四捨五入しております。

② 主要株主である筆頭株主に該当しないこととなる株主の概要

(1) 名称	公益財団法人上原記念生命科学財団
(2) 所在地	東京都豊島区高田三丁目26番3号
(3) 代表者の役職・氏名	理事長 上原 明
(4) 事業内容	(1) 生命科学に関する分野の (イ) 研究に対する助成 (ロ) 研究業績に対する褒賞 (ハ) 研究者の派遣及び招聘並びにその助成 (ニ) 研究会、講演会及びシンポジウムの開催並びにその助成 (ホ) 研究成果の刊行及びその助成 (2) その他財団の目的達成のために必要な事業

(4) 異動前後における当該株主の所有する議決権の数及び議決権所有割合

① 大手門株式会社

	属性	議決権の数(議決権所有割合(注4))			大株主 順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	—	—	—	—	—
異動後	親会社及び 主要株主である 筆頭株主	600,341個 (73.12%)	—	600,341個 (73.12%)	第1位

(注4)「議決権所有割合」は、潜在株式勘案後株式総数に係る議決権の数(821,000個)を分母として計算し、小数点以下第三位を四捨五入しております。以下同じです。

② 公益財団法人上原記念生命科学財団

	属性	議決権の数(議決権所有割合)			大株主 順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	主要株主である 筆頭株主	150,000個 (18.27%)	—	150,000個 (18.27%)	第1位
異動後	—	—	—	—	—

(5) 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

本公開買付けの結果、公開買付者は、当社の非上場の親会社等として開示対象となります。

(6) 今後の見通し

上記のとおり、公開買付者は本公開買付けにより当社株式(但し、本新株予約権の行使により交付される当社株式を

含み、当社が所有する自己株式を除きます。)、本新株予約権及び本米国預託証券の全てを取得することができなかったため、2023年11月24日付当社プレスリリース「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の一連の手続に従って、当社の株主を公開買付者のみとすることを予定しているとのことです。なお、当該手続の実施により、当社株式は株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできなくなります。今後の具体的な手続及びその実施時期等については、公開買付者と協議の上、決定次第速やかに公表いたします。

以 上

「大正製薬ホールディングス株式会社株券等（証券コード：4581）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」（別添）

各 位

会社名 大手門株式会社
代表者名 代表取締役社長 上原 茂

大正製薬ホールディングス株式会社株券等（証券コード：4581）
に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

大手門株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2023年11月24日、大正製薬ホールディングス株式会社（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場、証券コード：4581、以下「対象者」といいます。）株券等を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2023年11月27日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが2024年1月15日をもって終了いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

名称 大手門株式会社
所在地 東京都豊島区高田三丁目24番1号

(2) 対象者の名称

大正製薬ホールディングス株式会社

(3) 買付け等に係る株券等の種類

(i) 普通株式

(ii) 新株予約権（以下に記載された各新株予約権で、これらを総称して以下「本新株予約権」といいます。）

- ① 2012年6月28日開催の対象者取締役会に基づき決議された新株予約権（以下「第1回新株予約権」といいます。）
（行使期間は2012年8月2日から2062年8月1日まで）
- ② 2013年6月27日開催の対象者取締役会に基づき決議された新株予約権（以下「第2回新株予約権」といいます。）
（行使期間は2013年8月2日から2063年8月1日まで）
- ③ 2014年6月27日開催の対象者取締役会に基づき決議された新株予約権（以下「第3回新株予約権」といいます。）
（行使期間は2014年8月2日から2064年8月1日まで）
- ④ 2015年6月26日開催の対象者取締役会に基づき決議された新株予約権（以下「第4回新株予約権」といいます。）
（行使期間は2015年8月4日から2065年8月3日まで）
- ⑤ 2016年6月29日開催の対象者取締役会に基づき決議された新株予約権（以下「第5回新株予約権」といいます。）
（行使期間は2016年8月3日から2066年8月2日まで）
- ⑥ 2017年6月29日開催の対象者取締役会に基づき決議された新株予約権（以下「第6回新株予約権」といいます。）
（行使期間は2017年8月4日から2067年8月3日まで）
- ⑦ 2018年6月28日開催の対象者取締役会に基づき決議された新株予約権（以下「第7回新株予約権」といいます。）
（行使期間は2018年8月3日から2068年8月2日まで）
- ⑧ 2019年6月27日開催の対象者取締役会に基づき決議された新株予約権（以下「第8回新株予約権」といいます。）
（行使期間は2019年7月31日から2069年7月30日まで）
- ⑨ 2020年6月26日開催の対象者取締役会に基づき決議された新株予約権（以下「第9回新株予約権」といいます。）
（行使期間は2020年8月7日から2070年8月6日まで）

- ⑩ 2021年6月29日開催の対象者取締役会に基づき決議された新株予約権（以下「第10回新株予約権」といいます。）（行使期間は2021年8月7日から2021年8月6日まで）
- ⑪ 2022年6月29日開催の対象者取締役会に基づき決議された新株予約権（以下「第11回新株予約権」といいます。）（行使期間は2022年8月5日から2022年8月4日まで）
- ⑫ 2023年6月29日開催の対象者取締役会に基づき決議された新株予約権（以下「第12回新株予約権」といいます。）（行使期間は2023年8月8日から2023年8月7日まで）

(iii) 株券等預託証券

Citibank, N.A.、The Bank of New York Mellon 及び JPMorgan Chase Bank, N.A.（これらを総称して、以下「本預託銀行」といいます。）により米国で発行されている対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）に係る米国預託証券（以下「本米国預託証券」といいます。）が表章する本預託銀行に預託された米国預託株式（以下「本米国預託株式」といいます。）

(注) Citibank, N.A. が2017年9月14日付で、The Bank of New York Mellon が2018年5月11日付で、JPMorgan Chase Bank, N.A. が2021年6月22日付でそれぞれ米国証券取引委員会に提出した本米国預託証券に係る届出書（Form F-6EF）（これらを総称して、以下「本米国預託証券届出書」といいます。）によれば、対象者株式については本米国預託証券が発行されていますが、本米国預託証券の発行には、対象者は関与していないとのことです。本公開買付けにおいては、対象者株式の全ての取得を目指していたことから、公開買付者は、法第27条の2第5項及び金融商品取引法施行令（昭和40年政令321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第8条第5項第3号の規定に従い、対象者の発行する全ての株券等について売付け等の申込みの勧誘を行う必要があるため、買付け等をする株券等の種類に本米国預託証券を含めております。一方で、本米国預託証券は、米国で発行されている証券であるところ、日本国の居住者である公開買付者が米国外で実施される本公開買付けにおいてその取得を行うにあたり、実務上、公開買付代理人としてその取扱いを行うことができる金融商品取引業者等が存在しないため、本公開買付けにおいて公開買付者が本米国預託証券自体の取得を行うことは困難であることが判明しております。そのため、本公開買付けにおいては対象者株式及び本新株予約権の応募のみの受け付けを行い、本米国預託証券自体の応募の受け付けは行わず、本米国預託証券が表章している本米国預託株式に係る対象者株式の応募の受け付けを行うことにいたしました。なお、本米国預託証券届出書によれば、本米国預託株式1株は対象者株式4分の1株に相当するものとされております。

(4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	82,100,050 (株)	54,650,900 (株)	— (株)
合計	82,100,050 (株)	54,650,900 (株)	— (株)

(注1) 本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（54,650,900株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（54,650,900株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は、公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者の株券等の最大数である82,100,050株を記載しております。当該最大数は、対象者が2023年11月13日に提出した第13期第2四半期報告書（以下「対象者第2四半期報告書」といいます。）に記載された2023年9月30日現在の対象者の発行済株式総数（85,139,653株）から、対象者が2023年11月10日に公表した「2024年3月期 第2四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された2023年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数（3,163,303株）を控除し、対象者から報告を受けた2023年9月30日現在残存する本新株予約権の合計である1,237個の目的となる対象者株式の数（123,700株）を加算した株式数である82,100,050株（以下「潜在株式勘案後株式総数」といいます。）です。

(注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買取ることがあります。

(注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注5) 公開買付け期間の末日までに本新株予約権の行使により発行又は移転される対象者株式も本公開買付けの対象としております。

(5) 買付け等の期間

① 買付け等の期間

2023年11月27日(月曜日)から2024年1月15日(月曜日)まで(31営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

(i) 普通株式1株につき、金8,620円

(ii) 新株予約権

① 第1回新株予約権1個につき、金1円

② 第2回新株予約権1個につき、金1円

③ 第3回新株予約権1個につき、金1円

④ 第4回新株予約権1個につき、金1円

⑤ 第5回新株予約権1個につき、金1円

⑥ 第6回新株予約権1個につき、金1円

⑦ 第7回新株予約権1個につき、金1円

⑧ 第8回新株予約権1個につき、金1円

⑨ 第9回新株予約権1個につき、金1円

⑩ 第10回新株予約権1個につき、金1円

⑪ 第11回新株予約権1個につき、金1円

⑫ 第12回新株予約権1個につき、金1円

(iii) 株券等預託証券

本米国預託証券が表章する本米国預託株式に係る対象者株式1株につき、金8,620円

(注) 本米国預託証券届出書によれば、本米国預託株式1株は対象者株式4分の1株に相当するものとされているところ、本公開買付けにおいては、本米国預託証券自体の応募の受け付けは行わず、本米国預託証券が表章している本米国預託株式に係る対象者株式の応募の受け付けを行うこととしていたことから、本米国預託証券を本預託銀行に引き渡すことにより交付を受けることとなる対象者株式1株当たりの買付け等の価格を記載しております。

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限(54,650,900株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数(60,034,194株)が買付予定数の下限(54,650,900株)以上となりましたので、公開買付け開始公告及び公開買付け届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、令第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第30条の2に規定する方法により、2024年1月16日に東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
--------	------------	------------

株券	60,034,194 (株)	60,034,194 (株)
新株予約権証券	—	—
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—
株券等預託証券 (本米国預託証券)	—	—
合計	60,034,194	60,034,194
(潜在株券等の数の合計)	(—)	(—)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	0個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	324,939個	(買付け等前における株券等所有割合 39.58%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	600,341個	(買付け等後における株券等所有割合 73.12%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	686個	(買付け等後における株券等所有割合 0.08%)
対象者の総株主の議決権の数	815,630個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者第2四半期報告書に記載の総株主等の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式及び本新株予約権の行使により発行又は移転される対象者株式についても買付け等の対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、潜在株式勘案後株式総数（82,100,050株）に係る議決権の数（821,000個）を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
(公開買付代理人)

SMBC日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

- ② 決済の開始日

2024年1月19日（金曜日）

- ③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書の本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされた方（以下「応募株主等」といいます。）（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。なお、オンライントレード (<https://trade.smbcnikko.co.jp/>) からの応募については、電磁的方法により交付します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主等の場合にはそ

の常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等及び今後の見通しについては、本公開買付けに係る公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載した内容から変更はありません。公開買付者は、対象者株式を非公開化する方針であり、対象者の株主を公開買付者のみとするための一連の手続(以下「本スクイーズアウト手続」といいます。)を実施することを対象者に要請する予定です。対象者株式は、本日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場していますが、本スクイーズアウト手続を実行した場合、対象者株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできません。今後の具体的な手続及び実施時期につきましては、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

大手門株式会社	東京都豊島区高田三丁目24番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

以 上